

通関業務取扱台帳・明細簿記載要領

令和 6 年 11 月

大阪税関業務部首席通関業監督官

根拠法令

通関業法第 22 条第 1 項

通関業者は、政令で定めるところにより、通関業務（第 7 条に規定する関連業務を含む。以下この項及び第 3 項において同じ。）に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する書類を一定期間保存しなければならない。

通関業法施行令第 8 条第 1 項

法第 22 条第 1 項に規定する帳簿には、通関業者の通関業務を行う営業所ごとに、その営業所において取り扱った**通関業務**（法第 7 条に規定する**関連業務**を含む。以下この条及び第 10 条において同じ。）の**種類**に応じ、その取り扱った**件数**及び**受け取る料金**を記載するとともに、

その一件ごとに、**依頼者の氏名又は名称、貨物の品名及び数量、通関業務に係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の税関官署又は財務大臣への提出年月日、その受理番号、通関業務につき受け取る料金の額その他参考となるべき事項**を記載しなければならない。

2 省略

3 省略

4 第 1 項の規定による通関業務一件ごとの明細の記載は、通関業者が保管する第 2 項第 1 号に掲げる書類に所要の事項を追記することによってすることができる。

通関業務取扱台帳

- 取り扱った件数及び
- 受け取る料金を、種類（輸出、輸入又はその他）に応じて記載してください。

通関業務取扱明細簿

- その一件ごとに、
- ① 依頼者の氏名又は名称
 - ② 貨物の品名
 - ③ 貨物の数量
 - ④ 書類の提出年月日
 - ⑤ 受理番号
 - ⑥ 収受金額
 - ⑦ その他参考となるべき事項の記載が必要です。

通関業務取扱明細簿記載要領（税関様式B第1170号）

税関様式B第1170号

通関業務取扱台帳

取扱業務	取扱件数	令和 年 月分	
		収受額（千円）	
輸出申告・ 積戻し申告			
輸入申告 （予備申告を含む。） 等			
その他			
合計			

- (注) 1. この台帳は毎月分についての合計取扱件数及び収受額を記入してください。
2. 「輸入申告等」には、保税蔵置場蔵出輸入申告、保税工場移出輸入申告、総合保税地域蔵出輸入申告及び輸入許可前引取貨物の輸入申告のほか、保税蔵置場蔵入承認申請、保税工場移入承認申請、保税展示場蔵置等承認申請、総合保税地域総保入承認申請及び輸入許可前貨物引取承認申請を含みます。
3. 「その他」には、外国貨物船（機）用品積込申告、外国貨物運送申告、輸入貨物の評価に関する申告、
申告に際しては、
（関税法第
物をい
て併せて代理
法第7条
法第67条の
輸入の許
請求（輸入の許可後に行うものに限る。）、特例申告貨物の
る特例申告について併せて代理の依頼を受けている場合を
する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必
可承認書の写作成を計
収受した金額を計上してください。当該金額に割増又は
後の金額を計上してください。なお、料金表に掲載して
途収受した場合は、当該実費の計上は要しません。
はこれと同時にされる一連の手続を一括して請け負う
を分割して計上することが困難であるときは、主な取扱
て差し支えありません（例えば、輸出申告及び他法令手
続を一括して〇〇円収受した場合は、「輸出申告・積戻し申告」欄に1件・〇〇円を、「その他」欄に1件（収受額の計上は不要。）を計上。).
6. 取扱件数については、申告の欄数の多寡にかかわらず、申告等の実件数（1申告＝1件）を計上してください。

取り扱った件数

受け取る金額
※千円単位

通関業務や
関連業務の種類
(輸出、輸入又はその他)

(規格A4)

通関業務取扱明細簿記載要領（税関様式 B 第 1171 号）

④税関官署または財務大臣への提出年月日

⑤その受理番号

税関

⑥受ける料金の額

通関業務取扱明細簿

申告等 年月日	貨物		通関業務		依頼者の氏名 又は名称	収受額	備考
	品名	数量	種類	申告等 の番号			
	②品名	③数量	例 ・輸出 ・輸入 ・見本持出 ・食品届		①依頼者の氏名 又は名称		⑦その他参考 となる事項 (あれば)

「その 1 件ごとに」記載してください。

例えば、食品届を請け負ってれば、当該食品届の①～⑦記載する必要があります。

申告書等の通関書類に必要な事項を追記したものでもかまいませんが、上記①～⑦の内容を必ず網羅してください。

3. 申告、申請に先行し、後続し、又はこれと同時にされる一連の手続を一括して請け負う場合であって、個々の手続の料金額を分割して計上することが困難であるときは、主な取扱業務の欄にまとめて収受額を記載して差し支えありません（例えば、輸出申告及び他法令手続を一括して〇〇円収受した場合は、当該輸出申告の「収受額」欄には「〇〇円」、当該他法令手続の「収受額」欄には「-」と記入。）。

明細簿は税関様式 B-1171 号に限らず任意の様式でかまいません。種類（輸出、輸入又はその他）ごとに、上記①～⑦の内容を網羅したものを作成してください。

取扱明細簿～取扱台帳～営業報告書の流れ

通関業務取扱明細簿 (B-1171)

その他明細簿
R6.11月分

輸出明細簿
R6.11月分

輸入明細簿
R6.11月分

通関営業所毎の
日々の取扱明細簿の記帳が



通関業務取扱台帳 (B-1170)

R6.11月分

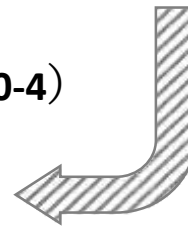
通関営業所毎の毎月の
取扱台帳の数字となり

通関業営業報告書

(B-1190、B-1190-2、B-1190-3、B-1190-4)

R6.4月～

R7.3月



通関業者としての年1回 (6/30提出) の
営業報告となります

※日々の正しい記帳をお願いします

取扱台帳→営業報告書

税関様式B第1170号		
通関業務取扱台帳		
令和5年4月分		
取扱業務	取扱件数	収受額(千円)
輸出申告・積戻し申告	3	15
輸入申告 (予備申告を含む)	5	25
その他		
合計		

税関様式B第1170号		
通関業務取扱台帳		
令和6年3月分		
取扱業務	取扱件数	収受額(千円)
輸出申告・積戻し申告	6	35
輸入申告 (予備申告を含む) 等	11	55
その他	5	25
合計	22	115

関空営業所
取扱台帳
12か月分



(株)カスタムス通関サービス

営業報告書 (第2表)

営業所別内訳		
〔主たる営業所名: 関空営業所 、所在地管轄税関: 大阪 〕		
取扱業務	取扱件数	収受額(千円)
輸出申告・積戻し申告	72	360
輸入申告 (予備申告を含む) 等	120	600
その他	60	300
合計	252	1,260
通関業務関係資産	事務所 120 m ²	NACCS 利用可能端末 4 台
備考		

取扱明細簿・取扱台帳記載例

(株)カスタム通関サービス関空営業所の場合

R6.11 月分 関空営業所 取扱明細簿 (輸入)

申告年月日	許可年月日	種類	申告番号	輸入者名	品名	数量 (C/T)	收受額
1 2024.11.1	2024.11.1	IC	111 1111 1110	(株)税関航空	プラスチックケース	100	¥5,000
2 2024.11.2	2024.11.2	BP	112 1111 1120	CUS ART(株)	絵画	1	¥5,000
3 2024.11.5	2024.11.5	カルネ	4000-〇〇〇	(株)TOMS JUWELRY	宝石	1	¥5,000
4 2024.11.20	2024.11.20	ISW	114 1111 1131	(有)ゼーカン食品	木製食器等	2	¥5,000
5 2024.11.25	2024.11.25	IBP	115 1111 1141	CUS ART(株)	絵画	1	¥5,000
6 2024.11.30	2024.12.1	IC	116 1111 1150	(有)ゼーカン食品	陶器製食器	50	¥5,000
合計						6件	¥30,000

R6.11 月分 関空営業所 取扱明細簿 (輸出)

申告年月日	許可年月日	種類	申告番号	輸入者名	品名	数量 (C/T)	收受額
1 2024.11.5	2024.11.5	輸出	111 2222 1110	(株)TOMS JUWELRY	プラスチックケース	50	¥5,000
2 2024.11.25	2024.11.25	積戻	112 2222 1121	CUS ART(株)	紙ナプキン	2	¥5,000
3 2024.11.30	2024.12.1	カルネ	113 2222 1110	(有)ゼーカン食品	宝石	1	¥5,000
合計						3件	¥15,000

税関様式 B 第 1170 号

通 関 業 務 取 扱 台 帳

令和 6 年 11 月 分

取扱業務	取扱件数	收受額 (千円)
輸出申告・ 積戻し申告	3	15
輸入申告 (予備申告を含む。) 等	6	30
その他		
合計		

取扱明細簿・取扱台帳記載例

R6.11月分 関空営業所 取扱明細簿（その他（OLT））

申告年月日	承認年月日	OLT申告番号	輸入者名	品名	数量 (C/T)	收受額
1 2024.11.5	2024.11.5	111 3333 1110	(有)ゼーカン食品	紙ナブキン	100	¥5,000
2 2024.11.25	2024.11.25	112 3333 1120	(有)ゼーカン食品	木製食器等	2	¥5,000
3 2024.11.30	2024.11.30	112 3333 1130	(有)ゼーカン食品	木製食器等	2	¥5,000
合計					3件	¥15,000

R6.11月分 関空営業所 取扱明細簿（その他（食品届））

届出済年月日	食品届出番号	依頼者	品名	数量 (C/T)	收受額
1 2024.11.5	111 4444 1110	(有)ゼーカン食品	プラスチックケ	100	¥5,000
2 2024.11.20	111 4444 1120	(有)ゼーカン食品	木製食器等	2	¥5,000
合計				2件	¥10,000

R6.11月分 関空営業所 取扱明細簿（その他）

申告年月日	許可年月日	種類	申告番号	輸入者名	品名	数量 (C/T)	收受額
1 2024.11.1	2024.11.1	減却	4000-0001	(株)税関航空	プラスチックケース	1	¥5,000
2 2024.11.20	2024.11.20	見本持出	111 5555 1110	(有)ゼーカン	木製食器等	1	¥5,000
3 2024.11.25	2024.11.25	修正申告	111 2222 1201	アパレル税関(株)	衣類	2	¥5,000
4 2024.11.30	2024.12.1	機用品積込承認	116 4444 5550	(有)ゼーカン食品	カトラリー	2	¥5,000
合計						4件	¥20,000

税関様式B第 1170 号

通 関 業 務 取 扱 台 帳

令和 6 年 11 月 分

取扱業務	取扱件数	收受額（千円）
輸出申告・ 積戻し申告	3	15
輸入申告 (予備申告を含む。) 等	6	30
その他	9	45
合計	18	90

取扱明細簿・取扱台帳記載例

通関業務取扱明細簿は、申告書等へ所要事項を追記することにより、明細簿に代えることができます。

税関様式C第3170号

申請番号 ○○○○-○○

減却（廃棄）承認申請書

令和 ○年 ●月 ●日

大阪 税関長殿

申請者 住 所 大阪市港区○○△-□-●
氏名又は名称 税関通運(株)

下記の物品を減却（廃棄）したいので申請します。

※ 適用 法令	イ. 関税法第45条第1項（第36条第1項、第41条の3、第61条の4、第62条の7、第62条の15）		
	ロ. 関税法第65条第1項		
	ハ. 関税法第65条第2項により準用される同条第1項		
	ニ. 関税法第65条の2第1項		
	ホ. 関税定率法第17条第5項		
	ヘ. 関税定率法第20条第2項		
	ト. 関税定率法施行令第61条により準用される同法施行令第11条第2項		
記号・番号	品名	個数	数量
○○○○	クッキー	100pes	1CT
輸入許可税関		輸入許可等の 年 月 日	
		輸入許可書等 番 号	
蔵置場所	○○○○		
減却（廃棄）の日時	2024年●月●日		
減却（廃棄）の方法・ 場所	(株)△□産業による焼却		
積載船舶（航空機） の名称及び 入港年月日	NH80000便 2024年△月△日		
減却（廃棄）の理由	他法令取得不備のため		

(注) 1. この申請書は2通提出して下さい。
2. この申請書は、輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して下さい。
3. 廃棄承認申請書として使用する場合には、廃棄することがやむを得ないものであることを証する書類を添付して下さい。
4. ※印の欄は該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。

(規指A-1)

依頼者：(株)○○○ 収受金額：¥5,000

取扱明細簿・取扱台帳記載例

関税修正申告控 (内国消費税等修正申告控兼用) 1 / 2
 あて先税関 TOKYO 提出先 都道府県 申告年月日 申告番号
 04 13 2022/07/08 123 4567 8900

申告者 税関商事(株)
 住所 大阪市港区海岸通△-□-●
 電話
 税関事務管理人

輸入取引者 通関士コード
 代理人 税関通運(株)

申告理由 [3] 会計検査 [] 国税通則法 [1]
 納付方法 [R] 口座振別 [G] 社内整理用番号 BA-202108-7001
 申告者(入力) 輸入取引者(入力)

受入科目	増加税額合計	受入科目	増加税額合計
関税	¥0	F 消費税	¥7,700
A 地方消費税	¥2,200		

< 01 欄 >	修正申告前		修正申告後		構成	2枚 2欄
	関税		FREE		(増加税額)	
輸入申告番号	課税標準額	¥7,026,978		¥7,117,853		
申告年月日	課税標準数量	9405.91-000 6		9405.91-000 6		
111 2222 3330	品目番号					
許可年月日	税率	FREE		FREE		
2024/1/30	税額	¥0		¥0		
特例申告期限日						
品名	課税標準額	¥7,026,978		¥7,117,853		
P/T FOR LAMP, ETC. OF	課税標準数量					
GLASS	種別・税率	F4 7.8%		F4 7.8%		
	税額	¥548,028		¥555,126		
	課税標準額	¥548,000		¥555,100		
	課税標準数量					
	種別・税率	A4 22/78		A4 22/78		
	税額	¥154,564		¥156,566		
	課税標準額					
	課税標準数量					
	種別・税率					
	税額					

その他の訂正事項

参考事項

貨物の個数：〇〇個 收受金額：¥5,000

[税関記入欄]

審査印 審査印

取扱明細簿・取扱台帳記載例

よくある不備の例その1

R6.11月分 取扱明細簿

申告年月日	輸入申告番号	輸入者名	品名	数量 (C/T)	取扱料金	他法令等 手続	他法令等 料金
2024.11.1	4000-0001	(株)税関航空	○○	1	¥8,000	食品届	¥5,000
2024.11.20	4000-0002	(有)ゼーカン	××	1	¥8,000	保税運送	¥5,000
2024.11.25	4000-0003	アパレル税関(株)	△△	9	¥10,800	修正申告	¥5,000



輸入明細簿とその他明細簿を同じ行に記帳した場合、その他明細簿に係る申告等番号（食品届出番号・保税運送承認番号・修正申告番号等）や申告等年月日の記帳漏れが散見されます。

よくある不備の例その2

取扱業務	取扱件数	収受額(千円)
輸出申告・積戻し申告	53	267
輸入申告 (予備申告を含む) 等	227	2834
その他	16	48
合計	296	3149

輸出件数内訳

区分	件数
輸出大額	30
輸出少額	10
つづき枚数	13
合計	53

H29.10月の通関業法基本通達改正後は、申告欄数の多寡に関わらず申告の実件数（1申告=1件）を計上することとなっております。

